

平成29年度 富士見市国民健康保険改革について

1 社会保障・税一体改革の経緯

年々増大の一途をたどる社会保障費や、急速な少子高齢化の進行、非正規労働者の雇用環境の悪化などを背景として、平成20年から社会保障・税一体改革に関する検討が進められ、国民健康保険についても、日本の皆保険体制の基盤として、将来にわたる持続可能性を高めるための対策が検討されることとなりました。

2 国民健康保険改革について

国民健康保険は市町村を保険者として組織され、それぞれの市町村の住民を対象として運営されてきましたが、被保険者数が減少傾向にあり、財政運営上のリスクを抱えている市町村が相当数あることや、加入者の年齢構成が高いことにより医療費水準が高いことなどの構造上の問題を抱えています。

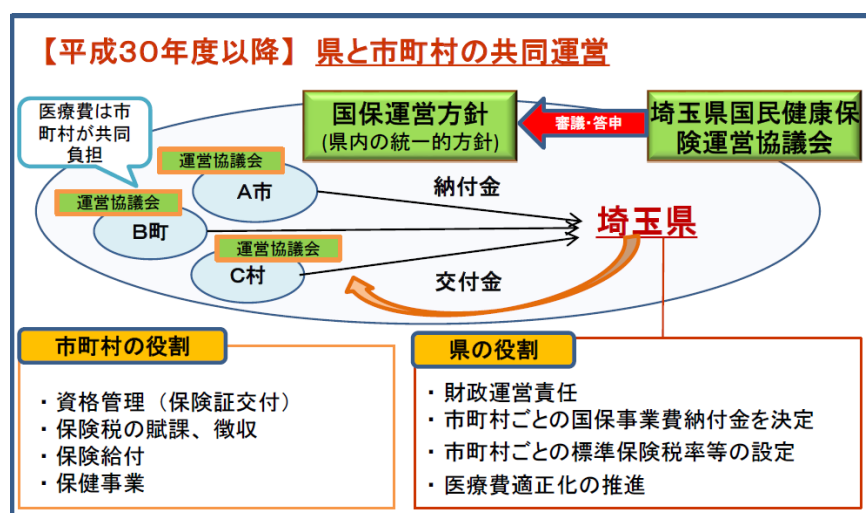
このような問題への対策として、財政支援の拡充や財政運営の主体を市町村から都道府県に変更することが社会保障・税一体改革の内容として盛り込まれ、平成27年5月に国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立することとなりました。

※財政支援の拡充に関する概要

約1,700億円 +	保険者支援制度の拡充 ※H27年度から実施 保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援
約1,700億円	① 自治体の責めによらない要因への財政支援 精神疾患、子供の数、非自発的失業者等に応じた財政支援 700~800億
	② 保険者努力支援制度（新設） 医療費適正化等の努力を行う自治体への支援 700~800億
約3,400億円	
約2,000億円	財政安定化基金（新設） 給付増や保険料収納不足など財政リスクに対し貸付・交付される。 平成27年度200億円 → 平成29年度2,000億円規模

3 都道府県化による影響について

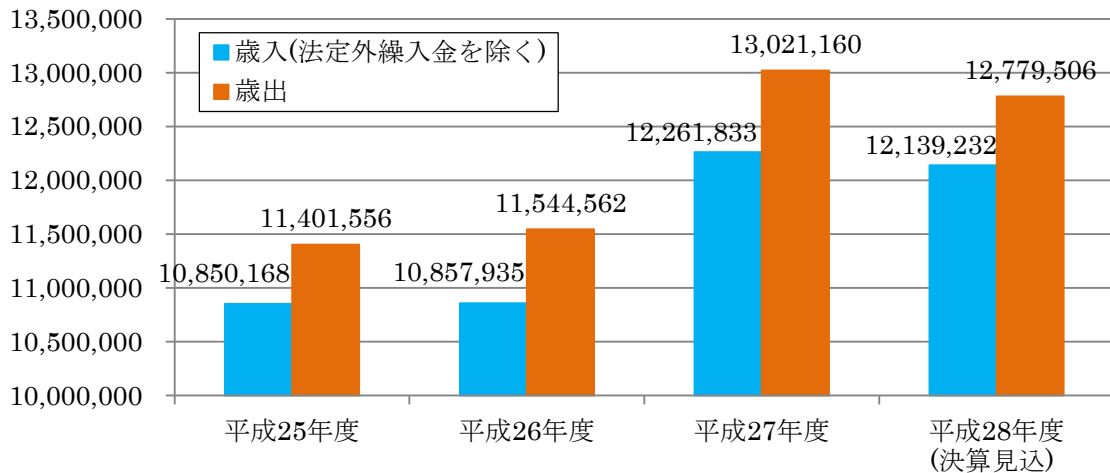
国民健康保険の財政運営の主体が都道府県に変更されることによって、都道府県と市町村のそれぞれの役割や財政運営の仕組みは下図のとおりとなります。



4 富士見市国民健康保険の財政状況

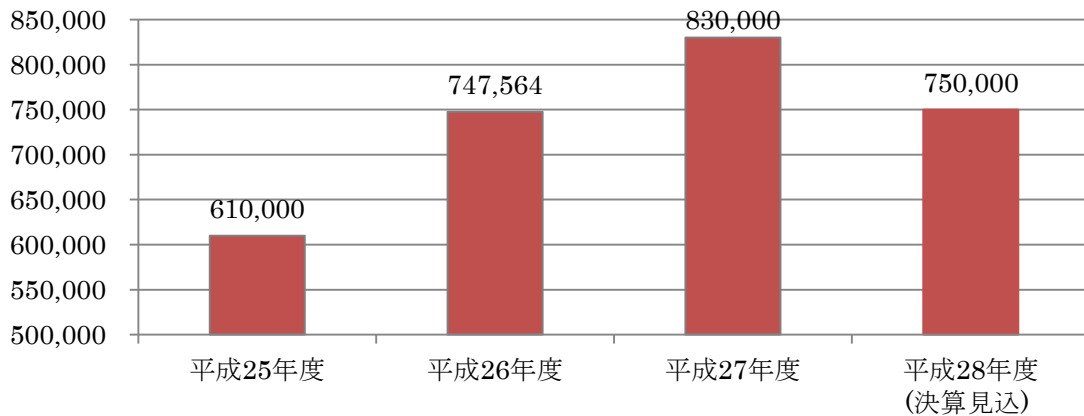
国保加入世帯から徴収した保険税や、国や県などからの交付金等だけでは、医療給付等にかかる費用を賄いきれず、赤字になってしまうことから、一般会計からの法定外繰入を行っている状況です。

国民健康保険特別会計の歳入・歳出の状況（単位：千円）



法定外繰入金を除いた歳入と歳出を比較すると、毎年歳出が歳入を上回っており、国民健康保険特別会計は慢性的に赤字の状況となっています。

法定外繰入金の状況（単位：千円）



国民健康保険特別会計の赤字を補てんすることを目的として、近年では毎年6～8億円の法定外繰入が一般会計から行われています。

5 市町村の検討・対応事項

- ・賦課方式の検討
- ・標準保険税率（額）への対応
- ・赤字解消計画の策定
- ・その他（賦課限度額の引き上げ、システム改修、保健事業の改善、保険給付費支払基金条例の改正、被保険者への周知）